

[第31回学術集会 シンポジウム2 災害委員会コラボ企画]

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法の立法過程と今後の展望

日本医療政策機構（HGPI）

栗田駿一郎

2024年1月1日、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）が施行された。本法は議員立法として制定され、2019年には一度旧法案が国会に提出されたものの、審議が進まず2021年に廃案となった。その要因としては、超党派による委員長提出の議員立法として提出するための与野党間調整が、野党の離合集散に伴って進まなかつたことなどがあるが、大きな要因としては認知症当事者の賛意が得られず立法府として成立に向けて推し進める動機が生まれなかつたことがある。その間、当事者による再考に向けた提案が行われる中で、当事者が参加する院内集会が開催され、超党派による議員連盟の設立に至った。2023年の参議院通常選挙後から超党派議連を軸に再度議論が行われ、認知症の本人や家族等の当事者団体も活発に提案を行った結果、旧法案とは目的や基本理念を大きく変えた形で成立した。

認知症基本法の要点としては、1つ目はその目的が「共生社会の実現」にあることである。第一条には「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする」とある。そして2つ目は「認知症の本人や家族等の参画」が重視されていることにある。意見表明や社会参加が言及されているだけでなく、研究開発や政策形成過程への参画についても明示されていくことが特徴的である。これらは立法過程において、当事者からの要望が反映されてきたものである。また3つ目は、従前から議論が行われてきた「認知症予防」について、「希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の

予防に取り組む」（第二十一条）とされ、その主体性とエビデンスを重視することが盛り込まれた。

その上で、認知症基本法の政策過程について、政策課題をめぐる問題認識、問題認識に対応した政策案、議論を進めるための政治勢力の動きの3つの視点から整理した。これはジョン・キングダンの「政策の窓モデル」に準じた枠組みであり、今回の認知症基本法では旧法案からの大きな変化として、認知症という政策課題への問題認識が、「認知症を社会のリスクやコストと捉える見方」から「認知症の本人の権利や尊厳を重視する見方」に変化してきたこと、その変化の過程で認知症の本人や家族等の運動が大きく寄与していることが明らかとなった。

さらに本講演では、最後に今後政府が策定する基本計画に対する日本医療政策機構の提言を紹介した。提言では、災害などの非常時を見越して、認知症基本法を基本とした災害関連対策拡充することの必要性を述べた。認知症の人及び家族等は、災害という非日常において、様々な影響を受けやすい人々である。可能な限り日常に近い生活やケアの継続が必要であることを鑑み、認知症基本法の理念にも則りながら、各種災害対策関連法や制度において、認知症の人及び家族等が非常時にも安心して生活ができるよう、多方面から対策・支援を講じていくことが必要である。奇しくも、認知症基本法が制定された2024年1月1日は、令和6年能登半島地震が発生した日であり、被災地の特徴的な地形から支援の初動が他の災害に比べて遅れ、長期化する避難生活が課題となっている。日本において、生活基盤を議論する際、有事を見越して議論に含めていくことは必要不可欠であり、レジリエンスの高い共生社会の構築が求められている。